

新潟県特別栽培農産物認証通知書

柏振農第 534号
平成18年9月15日

星野 勇人 様

柏崎地域振興局農業振興部長



平成18年3月17日付けで生産登録した下記の農産物について、新潟県特別栽培農産物認証要綱第15の1の規定に基づき認証したので、通知します。

記

1 認証した農産物等

農産物名 (作型名)	面積(a) (ほ場数)	出荷予定量	出荷単位	マークの規格 数量(枚)	現有マークの 規格・数量(枚)	生産登録番号	認証番号
米	563.7 (32)	玄米 24,000kg 精米 3,500kg	玄米 30kg 精米 10kg, 5kg	大 800 中 200 小 300	大 0 中 0 小 0	生-06-H-026	H06026
合計	563.7 (32)	玄米 24,000kg 精米 3,500kg	—	大 800 中 200 小 300 計 1,300	大 0 中 0 小 0 計 0	—	—

注) 認証番号は、登録生産毎に1つ付ける。

2 留意事項

- 1) 認証マークは要領第16の1に基づき、県で指定の印刷業者（第一印刷所）に認証通知の写しを添えて申し込む。
- 2) 要綱第18に基づき、農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき、または認証マークの使用を受けたものが認証マークを不正に使用したとき等の認証が不適当と認められたときは、認証を取消すものとする。
- 3) また、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。